

自転車ルール・マナー○×クイズ！

【中級編】



	問題・解説	答え	解説
1	自転車の青切符の対象は、16歳以上の自転車運転者である。	○	青切符の対象は、「16歳以上」の者が行った反則行為となります。
2	ヘッドホンやイヤホンを使用し、大音量で音楽等を聴きながら、安全な運転に必要な音や声が聞こえない状態で、自転車を運転する行為は禁止されている。	○	ヘッドホンやイヤホン等を使用して、緊急自動車のサイレンや自動車の警音器の音、警察官の指示等、安全な運転に必要な音又は声が聞こえないような状態で運転してはいけません。 (山形県道路交通規則第15条(6))
3	自転車で信号のある交差点を右折するときは、二段階右折をしなければならないが、信号のない交差点では、二段階右折をする必要はない。	×	自転車で交差点を右折するときは、「あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ交差点の側端に沿って徐行しなければならない」とされており、交差点の形状や信号機の有無に関わらず、いわゆる二段階右折をしなければいけません。 (道路交通法第34条第3項)
4	ヘルメットを被るとき、深く被ると視界を遮るおそれがあるため、浅く被る方がよい。	×	ヘルメットを浅く被ると、走行中の振動や事故の衝撃等でヘルメットが脱落するおそれがあります。ヘルメットの先端がまゆ毛のすぐ上にくるように被り、アジャスターやあごひちを調整して、ずれないようにしましょう。
5	自転車で歩道を通行するときは、徐行しなければならないが、この徐行とは「ハンドル操作で人や車を避けられる程度の速度」という意味である。	×	徐行とは、「車両が直ちに停止できるような速度で進行すること」です。歩道を通行するときは、すぐに停止できる速度で走行しましょう。 (道路交通法第2条第1項第20号)